

Novell® Sentinel™ Log Manager 1.0 ノベルソフトウェア使用許諾契約書

本契約を注意してお読みください。本ソフトウェアをインストール、ダウンロードまたは使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとします。これらの条件に同意できない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用せずに、該当する場合は未使用のパッケージ全体を再販業者に領収書を添えて返却し、返金を受けてください。また、弊社の事前の書面による許可を得ることなく本ソフトウェアを販売、譲渡または再配布することはできません。

このノベルソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様と Novell, Inc.（以下「弊社」といいます）との間で締結されるものです。本契約に基づくソフトウェア製品、媒体および添付文書（以下総称して「本ソフトウェア」といいます）は、米国およびその他の国の著作権法および著作権条約によって保護されており、本ソフトウェアの所有および使用に関しては本契約の条項が適用されます。本ソフトウェアがアップデートまたはサポートリリース版の場合、お客様がこのアップデートまたはサポートリリース版をインストールして使用するには、インストールする本ソフトウェアのバージョン及びその数量に対して有効な使用権が取得されていなければなりません。アップデートまたはサポートリリース版に使用許諾契約書が付属していない場合、お客様によるアップデートまたはサポートリリース版の使用は本契約書によって規定されます。

本ソフトウェアには、本契約とは異なるソフトウェア使用条件または弊社以外の第三者によって使用許諾される他のソフトウェアプログラムが含まれているか、またはバンドルされている場合があります。別のソフトウェア使用許諾契約書が添付されているソフトウェアプログラムの使用については、当該別添の契約書の条項に従うものとします。本ソフトウェアと共に提供される第三者製品は、お客様が、お客様自身の選択で使用するために提供されています。

本ソフトウェアの使用

定義

「Collector Manager」とは、データ コレクションを管理し、システム ステータス メッセージを監視し、必要に応じてイベント フィルタ処理を実行するコンポーネントをいいます。

「コレクタ」とは、さまざまなデバイスからコンテンツを収集、標準化、解析するために設計された、機能的なスクリプトまたはエージェントをいいます。コレクタには、Novell が提供するコレクタや、Collector Builder または Collector Software Development Kit (SDK) を使用してお客様が開発するコレクタが含まれます。

「Collector Builder」とは、Sentinel が所有権を持つコレクタ言語を使用してコレクタを構築または修正できるコードをいいます。

「Collector Software Development Kit (SDK)」とは、業界標準の言語を使用してコレクタを構築または修正できる API をいいます。

「デバイス」とは、本ソフトウェアに直接的に、または1つ以上の Collector Manager を介して本ソフトウェアに間接的にデータや情報を転送する、単一のハードウェアデバイス、プログラムまたはアプリケーションをいいます。

「インスタンス」とは、本ソフトウェアの実行に必要な最初のコピー、およびメモリまたは仮想メモリに格納またはロードする本ソフトウェアの各追加コピーをいいます。

インスタンスを構成する本ソフトウェアのコピーが1秒間に2,500を超えるイベントを処理したことがなく、現在も処理していない場合、そのインスタンスは2,500 EPS (1秒あたりのイベント処理件数) インスタンスと見なされます。

インスタンスが2,500 EPS と見なされず、そのインスタンスを構成する本ソフトウェアのコピーが1秒間に7,500件を超えるイベントを処理したことがなく、現在も処理していない場合、そのインスタンスは7,500 EPS (1秒あたりのイベント処理件数) インスタンスと見なされます。

インスタンスを構成する本ソフトウェアのコピーが従来および現在において可用性を高めるためのスタンバイ用としてのみ使用されているか、テストのみを目的とする内部的な非生産環境で使用され、生産用の7,500 EPS インスタンスまたは2,500 EPS インスタンスと組み合わせられた形でのみ存在する場合、そのインスタンスは非生産インスタンスと見なされます。

「Sentinel Log Manager Server」とは、Communication Server、Data Access Service (DAS)、Database、Reporting Server、およびWeb Server というサーバーコンポーネントの総称です。

「タイプ I デバイス」とは、単一のサーバーオペレーティングシステム、データベース、セキュリティまたはネットワークデバイス(ファイアウォール、侵入検出監視 (IDS)、侵入防止監視 (IPS)、ルーター、スイッチなど)をいいます。イベントログを管理コンソール/デバイス/ソフトウェアまたはシステムログサーバーに送信するデバイスまたはソフトウェアは、ログの発生元である主要ソースデバイスの数で計算します。Novell アプリケーション/ソフトウェアおよび Microsoft Active Directory もタイプ I デバイスです。

「タイプ II デバイス」とは、個別のデスクトップコンピュータ上のアプリケーション(デスクトップごとのウイルススキャンなど)、ハンドヘルド/ポータブルデバイス、カードリーダー/スキャナ、またはリモートセンサ(SCADA またはその他の分散監視/制御システムなどで使用される)をいいます。

「タイプ III デバイス」とは、脆弱性ソフトウェアのインスタンスをいいます。

「タイプ IV デバイス」とは、非セキュリティ系エンタプライズアプリケーション(統合業務ソフトウェア (ERP)、電子メール、アプリケーション配布など)および Novell 以外のログ管理機器またはソフトウェアをいいます。ただし、システムログサーバーは含みません。また、タイプ IV デバイスには、タイプ I、タイプ II、タイプ III、タイプ V のいずれにも当てはまらないデバイスが含まれます。

「タイプ V デバイス」とは、メインフレーム上の監視対象のセキュリティ論理パーティション(LPAR)(RACF、TopSecret、ACF2 など)およびミッドレンジサーバー(AS400、HP NonStop など)をいいます。

「許可された派生成果物」とは、以下で許諾されたライセンスに従って作成した派生成果物をいいます。

「転送」とは、データや情報へのアクセス、データや情報の配布、または本ソフトウェアのコンポーネントがデータや情報を利用できるようにすることをいいます。

一般製品。 お客様による該当する料金の支払いおよび本契約書の条項に基づいて、Novell は (a) ライセンスされた Novell ソフトウェア、および (b) 許可された派生成果物のオブジェクトフォームをインストールして実行するための、非独占的で譲渡不可のライセンスをお客様に許可します。

ソフトウェアの使用許諾。 お客様は、ハードウェアにインストールした Sentinel Log Manager Server の実行に必要な最初のコピー以外に、Sentinel Log Manager Server のインストールごと、およびメモリまたは仮想メモリに格納またはロードする Sentinel Log Manager Server の追加コピー(または部分コピー)ごとに、2,500 EPS インスタンスライセンス、7,500 EPS インスタンスライセンス、または非生産インスタンスライセンスを取得する必要があります。各インスタンスライセンスは、お客様が Sentinel Log Manager Server によってイベントログを収集するデバイスもしくはメモリまたは仮想メモリ内のソフトウェアインストールの数と同数の該当するタイプ I/II デバイスライセンスによって有効となります。さらに、お客様は、Sentinel Log Manager Server によってイベントログを収集する各デバイスもしくはメモリまたは仮想メモリ内の各ソフトウェアインストールについて、該当するタイプ IV/V デバイスライセンスを取得する必要があります。

許可された派生成果物を作成するライセンス。 マニュアルの記載に従い、Novell は、お客様が内部的に使用するカスタムコレクタ(以下「許可された派生成果物」といいます)の作成を目的として Novell Collector Builder および Collector SDK を使用する非独占的で譲渡不可のライセンスをお客様に許諾します。許可された派生成果物は、本ソフトウェアとともに使用することができ、これ以外の目的では使用できません。

評価版。 本ソフトウェアが評価/デモ版であるか、当該目的のためにお客様に提供されている場合、お客様は、評価版の条件に従って評価又はデモの目的に限りお客様内部で使用することができます。また、インストールしてから 90 日後(または本ソフトウェアが別途表示する期間)に使用権は期限切れとなり、本ソフトウェアは機能しなくなります。評価期間が満了次第、お客様は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアによって加えられた変更を元の状態に戻し、お客様のシステムから完全に消去するものとします。本ソフトウェアには、インストールしてから一定期間満了後自動的に使用不能となる機能が含まれている場合があります。

制限

使用上の制限事項。 本契約においてお客様に明確に付与されていない一切の権利は、弊社に帰属します。

本ソフトウェアはお客様の内部的な使用に限って使用許諾されます。お客様は、以下の行為を行うことはできません。(1)有効な法律で明示的に認められる範囲を超えて本ソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、ディコンパイルすること。(2)本ソフトウェアを修正、改変したり、レンタル、時間貸し、リースしたりまたは本評価版契約に基づくお客様の権利を再使用許諾すること。(3)弊社の書面による許可なく、本ソフトウェアまたは本評価版契約に基づくお客様の使用権の一部または全部を譲渡すること。

ライセンスパック。お客様が所有する本ソフトウェアの使用権がスイート製品に対するものである場合は、使用権ごとに1人のユーザーのみがスイート内の製品を使用できます。スイートライセンスでは、使用者単位でライセンスを受けた場合は複数のユーザーがスイート内の個別の製品を使用することはできず、デバイス単位またはサーバ単位でライセンスを受けた場合は複数のデバイスでスイート内の個別の製品を使用することはできません。

アップグレードプロテクション。本ソフトウェアのNovellプログラムに基づいてアップグレードプロテクションまたは保守を取得した場合、お客様は当該アップグレードプロテクションまたは保守を本ソフトウェア全体に一括して適用することができますが、本ソフトウェアのコンポーネントプログラムまたはバンドル製品、または本ソフトウェアがスイート製品として使用許諾されている場合は、スイートを構成する製品を個別にアップグレードまたは保守することはできません。該当する弊社のポリシーとプログラムで許可される場合は、本ソフトウェアの個別のコンポーネントに対してアップグレードプロテクションを別途取得することができます。

アップグレードソフトウェア。この項は、お客様がアップグレード価格設定に基づいて本ソフトウェアを購入した場合に適用されます。「オリジナル製品」とは、お客様がアップグレードしている製品をいいます。以下の条件が満たされる場合のみ、お客様は本ソフトウェアを使用することができます。(1)お客様がオリジナル製品の所有者であること。(2)お客様がオリジナル製品をアップグレードするためにのみ本ソフトウェアを使用する権利を取得しており、購入時に弊社が本ソフトウェアによるアップグレードの対象製品としていること。(3)お客様がノベルソフトウェア使用許諾契約書の条項に従ってオリジナル製品をインストールし、使用していること。(4)オリジナル製品の所有権を売却またはその他の方法で譲渡しないこと。

サポート。弊社は、サポートサービスを明示的に含む製品をお客様が購入した場合を除き、サポートを提供する義務を負いません。お客様がこうした製品を購入したけれども、そのサポートサービスに適用される別途の契約がない場合は、本契約の条項がこうしたサポートサービス（以下「本サービス」といいます）の提供に対して適用されるものとします。弊社が提供するサポートについては、<http://www.novell.com/support>をご参照ください。

所有権

本ソフトウェアの権原または知的所有権のいずれもお客様に譲渡されるものではありません。本ソフトウェアと本サービスに関するすべての知的所有権の権利と権限（一部または全体の翻案および複製を含む）は、弊社またはそのライセンス付与者が所有および保持します。お客様が取得するのは、本ソフトウェアを使用する条件付きのライセンス(使用権)のみです。

限定保証

本ソフトウェアの媒体が購入時に損傷していた場合または本ソフトウェアが添付文書の内容に合致していない場合には、お客様が本ソフトウェアを購入された日から90日以内に送料前払いで弊社にご返送いただくか、その旨書面で弊社にご連絡いただければ、弊社の裁量で、不具合を解決するかまたはお客様が購入された本ソフトウェアと引き換えにお客様が支払われたライセンス料を返金致します。但し、本ソフトウェアを許可されていない方法で使用または改変した場合にはいかなる保証も致しません。また、本ソフトウェアが無償で提供されたものについても現状有姿で提供されるものであり、いかなる保証も致しません。

サービス。弊社は、購入した本サービスが、一般的に認められた業界基準に基づきプロフェッショナルな方法で提供されることを保証します。この保証は、本サービスが配布されてから90日間有効です。本保証に違反があった場合の弊社の義務は、本保証に準拠するように本サービスを修正するか、弊社の判断により、本保証に準拠しなかった本サービスの一部に対してお客様が弊社に支払った金額を返却することのみに限定されます。弊社がテクニカルサービスを提供する際にファイルを改変または損傷する可能性があるため、お客様はお客様のシステムを隔離またはバックアップするための適切な手段を講じることに同意するものとします。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システムまたは本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊直結する可能性のある用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制

御装置と共に使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、かような用途も想定しておりません。

本ソフトウェアは、特定のコンピュータおよびオペレーティングシステムにのみ互換性があります。従って、互換性のないシステムに対して弊社はいかなる保証もしておりません。互換性に関する情報については、弊社またはお買い上げ店にお問い合わせください。

第三者製品。本ソフトウェアには、弊社以外の第三者によって使用許諾または販売されたハードウェア、ソフトウェアまたはサービスが含まれている場合や、バンドルされている場合があります。弊社は、当該第三者製品またはサービスに対する保証は行っておりません。当該製品またはサービスは現状有姿で提供されるものであり、当該製品またはサービスに対する保証は、当該製品またはサービスの製造元から提供されるものとします。

弊社は、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、特定の用途への適合性、権原、または第三者の知的所有権の侵害をはじめ、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。また弊社は、本限定保証条項において明確に定められていない保証、表明または約束も行っておりません。更に弊社は、本ソフトウェアがお客様の要求に見合ったものであること、または欠陥または誤りがないこと、並びに本ソフトウェアの動作が中断されないことを保証致しません。

責任の限定

結果的損害。弊社、弊社に対する使用許諾者、弊社の子会社または従業員は、逸失利益、事業の中断、データの喪失をはじめとして、本ソフトウェアまたはサービスの使用または使用不能に起因する特別損害、付随的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとします。

直接損害。人または財産への直接的損害（発生回数に関係なく）に対する弊社の損害賠償総額は、クレームの対象となった本ソフトウェアまたはサービスに対してお客様が支払った金額の1.25倍を限度とします。また、本ソフトウェアを無償で取得した場合の損害賠償総額は5,000円を限度とします。

一般条項

契約期間。本契約は、本ソフトウェアをインストールした日から発効し、お客様が本契約の規定のいずれかに違反した場合に自動的に終了します。本ソフトウェアがサブスクリプション契約によってお客様に提供された場合は、本ソフトウェアを所有または使用するお客様の権利は、該当するサブスクリプション契約期間の終了時に終了します。本契約または該当するサブスクリプション契約期間が終了次第、本ソフトウェアおよび複製物をすべて廃棄するか、または弊社に返却の上、お客様のシステムから本ソフトウェアを消去するものとします。

ベンチマークテスト。ベンチマークテストに関する条件は、お客様がソフトウェア開発者または使用許諾権者である場合、またはソフトウェア開発者または使用許諾権者の代理としてテストを行う場合に適用されます。本ソフトウェアに関するベンチマークテストの結果を第三者に提供または開示する場合は予め弊社から書面による同意を得るものとします。お客様が本ソフトウェアに競合する、または本ソフトウェアと同等の機能を有する製品（以下「競合製品」といいます。）のライセンサーまたは代理店であって、弊社からの同意なくベンチマークテストの結果を公表または開示した場合は、かかる競合製品の使用許諾条件にかかわらず、弊社はかかる製品についてベンチマークテストを行い、ベンチマーク情報を公表・開示できるものとします。

オープンソース。本契約のいかなる部分も、本ソフトウェアに含まれるオープンソースコードに対する該当のオープンソースライセンスに基づいて、お客様が所有する権利またはお客様が遵守すべき条件を制限、限定したり、これらに影響を与えたりすることはありません。

譲渡。お客様は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく本契約を第三者に譲渡することはできません。

準拠法および管轄裁判所。本契約はアメリカ合衆国ユタ州の法律に準拠します。本契約に関して発生した訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。但し、お客様が本ソフトウェアを日本国外で使用される場合には、その国の法律に準拠します。

契約の変更。本契約は、お客様と弊社との間の最終的な合意であり、両当事者が記名捺印または署名した書面によってのみ追加または修正することができます。使用許諾者、販売店、特約店、販売員またはその他の従業員には、本契約を修正したり、本契約の条項と異なる合意を行ったり、または本契約の条項に追加を行うことはできません。

権利放棄。本契約に基づく権利の放棄は、当事者の代表者が記名捺印するか署名した書面によってのみ有効となります。過去または現在の違反または不履行に基づく権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄と見なされることはありません。

可分性。本契約の規定のいずれかが無効または実行不能な場合、その規定は必要な限度で解釈の変更、制限、修正または本契約から分離されるものとし、本契約のその他の規定の有効性は、損なわれません。

輸出規定の遵守。本契約書に基づいて提供されるすべての製品または技術情報は、米国輸出管理規定およびその他の国の貿易関連法規が適用されます。お客様は、取引対象製品の輸出、再輸出または輸入に関し、国内外の輸出管理規定に従うこと、および必要な許可、または分類に従うものとします。お客様は、現在の米国の輸出除外リストに掲載されている企業、および米国の輸出管理規定で指定された輸出禁止国またはテロリスト国に本製品を輸出または再輸出しないものとします。お客様は、取引対象製品を、禁止されている核兵器、ミサイル、または生物化学兵器を最終目的として使用しないものとします。米国から弊社製品を輸出する場合は、産業安全保障局のウェブページ (www.bis.doc.gov) を参照してください。弊社ソフトウェアの輸出に関する詳細は、<http://www.novell.com/company/legal/> を参照してください。弊社は該当する制限について詳細な情報を提供します。ただし、弊社は、お客様が必要な輸出承認を取得しなかったことに対し如何なる責任も負わないものとします。

米国政府による使用。お客様が米国政府の場合には、本ソフトウェアの使用、複製、開示は FAR 52.227-14 (June 1987) Alternate III (June 1987)、FAR 52.227-19 (June 1987) もしくは DFARS 252.227-7013 (b)(3) (Nov 1995) またはこれらの修正条項に定める制限事項に従うことを条件とします。

製造元：Novell, Inc. 1800 South Novell Place, Provo, Utah 84606

その他。本項により、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されません。

(c)1993, 2000-2009 Novell, Inc. All Rights Reserved.
(070609)

Novell は米国およびその他の国々における米国 Novell, Inc の登録商標です。

添付書類A

RSA コンポーネント

本ソフトウェアには RSA Security Inc.の技術が含まれており、以下のような追加条件が適用されます。お客様は、RSA ソフトウェア、ユーザマニュアル、およびその他の関連マテリアルや文書に含まれる、所有権、商標、および著作権に関する通知を、削除、修正または破壊しないことに同意するものとし、お客様は、RSA を販売するために使用した RSA 商標、商号、ロゴ、製品表示に関する権利を取得することはなく、第三者にこれらを使用させることもできないものとし、

この契約書に基づき使用を許可される RSA ソフトウェアと技術は、外国人に対する暗号品目の輸出、再輸出、および開示を制限するアメリカ合衆国輸出法、およびこうした品目の輸出、再輸出、輸入、および使用を制限する外国法に準拠します。この契約書の履行は、RSA ソフトウェア、プレリリースソフトウェア、またはこれらに関連する情報について、アメリカ合衆国その他の国や政府が施行する輸出に関する法律、規制、命令、その他の制限に従うことをここに明記します。この契約書の他の条項に相反する記載がある場合でも、お客様は、輸入、輸出、または再輸出が制限または禁止されている国または外国人に、直接的か間接的かを問わず、RSA ソフトウェア、プレリリースソフトウェア、またはこれらに関する情報を、輸入、輸出することはできません。また、輸出許可またはその他の政府の承認が必要な国政府、または官公庁に対して、こうした許可や承認を得ずに輸入、輸出、または再輸出することはできません。お客様は、これらの要件に関するお客様としての責任をすべて無条件に受け入れるものとし、

Sun コンポーネント

Java 技術の制限。お客様は、Java Platform Interface (“java”パッケージまたは“java”のサブパッケージに含まれるクラスを指し、以下「JPI」といいます)を、JPI 内に追加クラスを作成したり、JPI 内のクラスに追加または修正を加えることによって、修正することはできません。追加クラスと追加 API を作成し、これらが、(i) Java プラットフォームを拡張し、(ii) こうした追加 API を起動する追加ソフトウェアを開発する目的でサードパーティーのソフトウェア開発者に提供する場合は、まず、すべての開発者が使用できるようにこうした API の正確な仕様を速やかに広く知らしめる必要があります。“java”、“javax”、“sun”、または任意のクラスファイル命名規則において Sun が指定する同様の規則として識別される、追加クラス、インターフェイス、サブパッケージを作成したり、これらの作成をお客様の顧客に許可したりすることはできません。

IBM コンポーネント

本ソフトウェアには IBM の技術が含まれます。この技術は、明示または黙示に関らず一切の保証なく「そのまま」の状態でお客様にライセンスされます。Novell、SSC、および IBM は、こうした IBM 技術の使用から発生するおそれのある申し立てについて、一切責任を負いません。IBM から使用許可された技術の一部は <http://oss.software.ibm.com/icu4j/> から利用できます。